

## お知らせ

### 町より

### 行政

### 行政相談

行政サービスについてのご相談、お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 4月15日(金) 10時～15時

### 場所

健康センター 健康相談室

◆担当者 行政相談委員

松田幹男 ☎62・3024

田口英輔 ☎62・3263

問 総務課 行政係

☎52・7111

### 農産

### 繁殖期の野鳥保護および指導取り締まり強化月間

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたひなが地面に落ちているのを見かけた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日からの1カ月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲などの防止に取り組んでいます。野生鳥獣または鳥類の卵は

### 県より

### ミツバチに対する農薬危害防止

ミツバチは、果樹類やイチゴ、メロン、スイカなどの園芸作物の花粉交配に不可欠で、農業生産において重要な役割を担っています。

これから、かんきつ類の開花期を迎えますが、この時期の農薬散布では、ミツバチの死亡事故が発生しやすいよう次のことに注意しましょう。

### 【農薬散布時の注意事項】

- ① 農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合には、注意事項に従い適正に使用する
- ② 近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などを事前に情報交換する
- ③ 防除時は周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬が掛からないように注意する

問 八代地域振興局 農業普及・振興課

☎33・3425

熊本県農業技術課

☎096・3333・2381

熊本県畜産課

☎096・3333・2401

### そのほか

### 上水道の水漏れに注意を

家の中や周りで水漏れはあります

法により、狩猟による捕獲許可を受けたもの以外は、原則としてその捕獲・殺傷・採取が禁止されていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、野生鳥獣(メジロ、ホオジロなど)の愛かん飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから許可していません(平成24年3月31日までに許可を得て捕獲し、飼養登録済みの個体は、更新手続きを行うことで引き続き飼養することができま)

問 農業振興課 農産係

☎52・5854(直通)

熊本県南広域本部

農林水産部林務課

☎33・3604(直通)

### 総会日程変更のお知らせ

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に改正法が施行されます。それにもない、水川町農業委員会総会の日程が次のとおり変更となります。

◆農地法等各種申請締め切り

毎月25日まで

(休日の場合は前開庁日)

◆農業委員会総会

毎月10日開催

(休日の場合は前または翌開庁日)

問 水川町農業委員会

☎52・5861(直通)

### 下水道

### 下水道は正しい利用を

下水道は、汚れた水を下水処理場まで運び、きれいにして放流することで、生活環境の向上や、川や海が汚れることを防ぐ大切な公共施設ですが、何でも流せるものではありません。

最近、下水道管内に異物(特にタオルや衣類、衛生用品など)が入り、管やポンプが詰まって故障することが多くなっています。

下水道管が詰まると路上や宅内に下水があふれる恐れがあり、適切な下水処理ができなくなります。

下水道は、次の注意を守って正しく使しましょう。

① 油類は、流れている途中に冷え固まって下水が詰まる恐れがあります。

天ぷらなどに使用した油は、新聞紙などに吸わせて燃えるゴミとして捨てましょう。

② トイレに紙おむつやウエットティッシュなどの水に溶けないものは流さないでください。

③ 汚水まは、管を点検・清掃するためのものです。これに直接異物を入れないで下さい。

問 建設下水道課 下水道係

☎52・5862(直通)

### 各種手当額が平成28年4月支給分から変わります

手当名	平成28年3月分まで	平成28年4月分から
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
児童扶養手当※(全部支給の場合)	42,000円	42,330円

※「一部支給」の場合は、所得に応じて『42,320円～9,990円/月』となります。また、2人以上の児童に対する加算額については、変更ありません(2人目5,000円、第3子以降1人につき3,000円)。

【お問い合わせ先】 児童扶養手当について：町民環境課 町民環境係 ☎52-5851(直通)  
児童扶養手当以外について：健康福祉課 福祉係 ☎52-5852(直通)

### 固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法の規定により、次のとおり縦覧を行います。

固定資産の詳しい内容についてお知りになりたい人、平成27年中に土地を売買したり、家屋を新築・増築したりした人、また、地籍調査により地積などが変更された人は、特に確認をお願いします。

なお、固定資産税課税明細書は、6月に納税通知書と併せて発送します。

### 【縦覧内容】

期 間	4月1日(金)～6月30日(木) 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)		
場 所	水川町役場 税務課		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在地(地番)、地目、地積、評価額、課税標準額など
固定資産税の家屋の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在地(地番)、種類、構造、床面積、評価額など	
注意事項	①平成28年1月2日以降に所有者となった人は縦覧できません。 ②土地のみを所有している人は家屋、家屋のみを所有している人は土地の縦覧はできません。 ③資産を所有していても固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。		
必要なもの	本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証、住基カードなど) ※別居の家族、代理人の場合は上記の他、委任状の提示が必要です。		
手数料	無 料		

【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52・5853(直通)

